

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和6年8月7日	輪島屋鮮冷株式会社(法人番号1220001007616) 代表者山形久之	石川県金沢市神田1丁目18番10号	本社営業所	石川県金沢市神田1丁目18番10号	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和4年8月24日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)運行記録計による記録違反記録なし(安全規則第9条)、(4)運行記録計による記録違反一部保存なし(安全規則第9条)、(5)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督に係る記録の一部記録なし(安全規則第10条第1項)	2	2
一般貨物	令和6年8月22日	株式会社新輝トラック配送(法人番号2110001029232) 代表者井島守	新潟県燕市熊森1447番地1	本社営業所	新潟県燕市熊森1447番地1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和4年10月13日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。